広報 横芝
この広報は各家庭にもれなく配布します
発行・所千葉県山武郡横芝町横芝役場　（電話）32・249・339

町民税の控除額引上

減税方針を織込んだ地方税法の一部改正

一千五十億減税……などと政府は大見えを切っていましたが、その裏で配給米の値を上げたり、酒、タバコの値上げをして一般物価の上昇を刺げきし、実質減税ゼロだと世論で大不評を買ったことは、まだ皆さんの記憶に新しいところと思いますが、その減税方針を織りこんだ地方税の改正について、直接私どもに関係のある部分を拾って見ました。

個人の県町民税では基礎控除、配偶者控除、扶養控除等の額が、それぞれ一万円づつ引上げられたほか軽減措置の強化、軽自動車税の賦課方式の改正、自動車取得税の新設などがありますが、そのあらましは次のとおりです。

1、基礎控除額十一万円に（十万円）（カッコ内は改正前の額、以下同じ）
2、配偶者控除額九万円（八万円）に
3、扶養控除額、控除対象配偶者がない場合の一人目八万円（七万円）その他は五万円（四万円）に
4、障害者、老年者、寡婦又は勤労学生の各控除額六万円（五万円）、特別障害者控除額八万円（五万円）に
5、生命保険料控除の最高限度額二万五千円（二万二千五百円）に
6、小規模企業共済掛金を所得控除として新設
7、里子を扶養親族に加える
8、配偶者控除及び扶養控除の適用条件である所得限度額を、自己の勤労による所得については十万円（五万円）に
9、専従者控除の限度額、青色申告者十七万円（十二万円）白色者告者十一万円（八万円）に
10、障害者、未成年者、老年者又は寡婦についての非課税の範囲を年間所得二十八万円（二十六万円）に引上

右の内、4は従前税額控除でしたが、所得控除に改正、また特別障害者とは身体障害者手帳を持っている二級障害以上のもの、又は戦傷病者手帳を持っている三項傷までのものをいいます。

軽自動車税
原動機付自転車及び農耕用小型特殊自動車に対する月割課税を廃止する。これは課税しない意味ではなく、月割課税の方式をやめて、年間の税額を年度初めに賦課し、年の中途でそれらを所有しなくなっても還付しない方式に改められました。逆に言うと、年の途中で所有したものについては、課税されないことになります。

自動車取得税（県税）
1、道路に関する費用にあてるための目的税として、新しく設けられたもので、自動車を所有することになった者に賦課されます。
2、この税金の免税点は十万円で、税率は取得額の百分の三です。
3、無償でもらった自動車とか交換によって取得した場合でも、通常の取引価額によって課税されます。
4、税の徴収は申告納付の方法で、普通には取得後十五日以内に、申告書に証紙を貼って納めることになっており、七月一日から施行されます。
5、この税金はその上り高の七割が、市町村道の延長及び面積にあん分して市町村に交付され、道路に関する費用に充てられることになっています。

農業労賃きまる

郡内農業委員会長会議で、今年の農業労働賃金が次のとおり決定しました。

	男	女
田植	1,200円	1,200円
水田除草	1,150	1,100
稲刈	1,200	1,200
畑除草	1,150	1,100
畑作物収穫	1,150	1,100
果物収穫	1,150	1,150
水田耕起(10a当)	1,350	1,350

註　8時間労働で昼食付、超過就労手当は1時間130円の割合で適宜加算

〃明日もまた元気で登校してください〃

悲願籠めて交差点に立つ交通安全関係者

一二六号国道（役場前）がすから、ここを横断するのは大仕事？です。特にこの国道をはさんで上に中学校、下に小学校があり、中学生三九六名、小学児童二八〇名の子供さんが、日曜と祭日を除く毎日午前七時から八時までの一時間「交通災害に遭はないようにして！」とひたすらに子供さん達を誘導する姿を見国でもこの危険を心配して本町交叉点（旧警察庁舎前）には、新渠山橋開通とともに信号機が設置され、更に上町十字路（役場傍）には近く横断歩道橋が設けられることになり、六月には完成するそうです。

学校では警察と交通指導員の協力で、四月十日から三十日までの二十日間、本町交叉点と上町十字路で登下校の児童生徒の交通指導を行ないました。日曜と祭日を除いた毎日相当のスピードで（千葉さんが、日曜と祭日を除く毎日どうしてもこの国道横断と銃子間を二時間で走破するという危険を、繰返さなければならないのです。

四月十日から自動車の通行を許可しました。今まで裏通りということで自動車の通行は殆んどなかったのが、急にしかも

旧軍人の遺族扶助料

九月末で時効完成

旧軍人軍属等の恩給は、終戦後傷病恩給の一部を除いて昭和二十一年二月一日廃止されましたが、二十八年八月一日に新しい制度として再発足し、同年四月から支給されるようになったものです。

その後昭和三十六年の法律改正によって加算年が認められ、普通恩給は三十七年十月から、普通扶助料は三十六年十月から支給されています。

ところが、恩給を受ける権利は、その権利が発生した日から七年間請求しないと、時効によって消滅することになっていますので、加算年を算入することによって権利を生じる普通扶助料は、今年の九月三十日で請求期限が切れることになるのです。

扶助料というのは、旧軍人軍属本人の恩給はなく、その遺族（妻、未成年の子、父母、生活能力のない不具癈疾の成年の子、祖父母）に支給される恩給ですから、とかく請求を忘れがちです。

かって身内に軍人軍属であった人を持つ方はこの機会にもう一度、故人の軍隊当時の経歴等を調べることが肝要です。そして受給権があると思はれる方は町役場か県援護課に照会されて、早めに請求手続をとるようお奨めします。

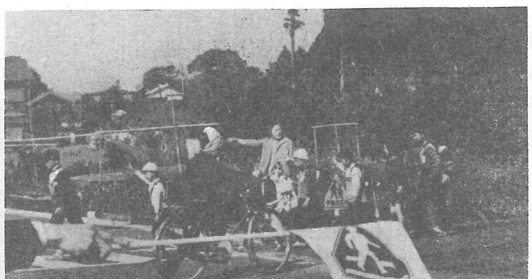

右ひだりを見て手をあげてサアわたりましょう（上町十字路所見）

議会だより

新町長を迎えての最初の町議会は、昭和四十三年三月九日附で、同三月十二日午前十時召集され、会期を八日間と決定、町長挨拶のあと一般質問を行い、次いで議事にはいりました。

▽議案第一号　町有財産の売却について（貸金繰りのため北清水の町有土地を一時処分するもの）（ここで第一日の日程を終り休会、十八日再開）

▽議案第二号　横芝町税条例の一部改正について（税法の改正に伴い、主として条文の整理を行うものですが、従来税額控除であった障害者、老年者、寡婦、勤労学生の町民税軽減措置を所得控除に変更するもの）

▽議案第三号　横芝町町営住宅管理条例の一部改正について（家賃の割増賃料を規定するもの）

▽議案第四号　横芝町青年館設置及び管理に関する条例の一部改正について（古川青年館を追加規定するもの）

▽議案第五号　横芝町国民健康保険条例の一部改正について（助産費及び葬祭費を三千円に、育児手当金を月額二百五十円に改めるもの）

▽議案第六号　横芝町有線放送電話施設及び管理に関する条例の一部改正について（基本使用料を月額四百円に改めるほか条項の整理を行うもの）

▽議案第七号　横芝町町政状況書に関する条例の一部改正について

予算議定について（計算センター負担金、児童福祉費、商工費、小中学校費、消防費等二一三万七千円を追加し、才入才出総額をそれぞれ二億六、七〇〇万四千円とするもの）

▽議案第十二号　昭和四十三年度横芝町一般会計予算（才入才出総額をそれぞれ二億四、二六〇万三千円とするもの）

▽議案第十三号　昭和四十三年度横芝町有線放送電話特別会計予算議定について（才入才出総額をそれぞれ一、〇六八万六千円とするもの）

▽議案第十四号　昭和四十三年度横芝町老人ホーム特別会計予算議定について（才入才出総額をそれぞれ一、〇二六万七千円とするもの）

▽議案第十五号　昭和四十三年度横芝町国民健康保険特別会計予算議定について（才入才出総額をそれぞれ七、五四八万一千円とするもの）

▽議案第十六号　監査委員の選任につき同意を求めることについて（岩沢英一氏を選任するもの）

▽議案第十七号　固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて（田鍋武夫、椎名豊、浅野清の三氏を推せんするもの）

▽選挙第一号　選挙管理委員会委員並に補充員の選挙について（委員に江鳩勇治、早川恂、実川正男、伊藤武夫の四氏決定）

▽選挙第二号　山武郡市衛生組合議会議員選挙について（伊藤右仲氏決定）

以上全議案を審議した結果原案通り可決確定し、日程を終りました。

昭和四十三年四月五日付同四月八日午前十時召集のもの。会期一日。

▽議案第一号　土地買収について（北清水の土地を買戻すもの）

▽議案第二号　退職手当支給について（前町長伊藤績夫氏に対し割増退職手当五十万円を支給するもの）

以上二議案を可決しました。

2億4,360万円

新年度一般会計予算

▽議案第八号　横芝町手数料条例の一部改正について（手数料等の督促手数料、手数料条例の一部改正について（以上三議案は地方自治法改正に伴って条項を整理するもの）

▽議案第九号　使用料、手数料条例の一部改正について（横芝町監査委員条例の制定について（横芝町監査委員設置条例及び監査委員に関する条例を一本にまとめるもの）

▽議案第十一号　昭和四十二年度横芝町一般会計補正予算議定について（才入才出総額をそれぞれ一、〇二六万七千円とするもの）

▽議案第十二号　昭和四十三年度横芝町一般会計予算議定について（才入才出総額をそれぞれ二億四、二六〇万三千円とするもの）

▽議案第十三号　昭和四十三年度横芝町有線放送電話特別会計予算議定について（才入才出総額をそれぞれ一、〇六八万六千円とするもの）

▽議案第十四号　昭和四十三年度横芝町老人ホーム特別会計予算議定について（才入才出総額をそれぞれ一、〇二六万七千円とするもの）

▽議案第十五号　昭和四十三年度横芝町国民健康保険特別会計予算議定について（才入才出総額をそれぞれ七、五四八万一千円とするもの）

▽議案第十六号　監査委員の選任につき同意を求めることについて（岩沢英一氏を選任するもの）

▽議案第十七号　固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて（田鍋武夫、椎名豊、浅野清の三氏を推せんするもの）

▽選挙第一号　選挙管理委員会委員並に補充員の選挙について（委員に江鳩勇治、早川恂、実川正男、伊藤武夫の四氏決定）

▽選挙第二号　山武郡市衛生組合議会議員選挙について（伊藤右仲氏決定）

以上全議案を審議した結果原案通り可決確定し、日程を終りました。

昭和四十三年四月五日付同四月八日午前十時召集のもの。会期一日。

▽議案第一号　土地買収について（北清水の土地を買戻すもの）

▽議案第二号　退職手当支給について（前町長伊藤績夫氏に対し割増退職手当五十万円を支給するもの）

以上二議案を可決しました。

役場の人事異動

四月一日付で役場内の人事異動があり、主要ポストが次の通り変りました。

総務課長	小高　猶次
住民課長	押尾　光雄
産業課長	佐瀬　哲次
老人ホーム院長	本間　重寿
給食センター所長	鵜ノ沢一郎

教育職員の異動

横小村杉校長日向小へ
横中校長に土屋武一氏
村杉薫先生は昭和二十九年から十三年の長い間、横芝小学校長として在勤され、町教育界に大きな功績を残して、今回、日向小学校へ転勤になりました。またこの町の住民でおなじみの土屋武一先生が、横芝中学校長として八日市場中央中から着任されました。

各小、中学校教職員の異動は次のとおり。

▼転入（◎印校長○印教頭）
横中へ◎土屋武一（八日市場中央中）
〃　加瀬志磨子（東中）
〃　太田　房子
〃　布留川利雄
〃　大野美代子
〃　松尾中
〃　玉虫　文
〃　越川　喬寿
〃　川島己佐雄
〃　北田　房江
〃　吉沢　秀子
〃　新任
横小へ◎高品　虎雄（教育庁）
〃　中村　睦子（芝山小）
〃　文代（成東小）
〃　豊岡小
〃　戸村　文弥（前田小）
〃　山武中
上小へ○麻生　登（東中）
〃　野老　登（川島小）
大総小へ　鈴木　幸子（教育庁）

▼転出
八日市場一中へ◎加瀬浩横中
芝山中へ宮沢　春与〃
松尾中へ井上　信子〃
蓮沼中へ宇野　克彰〃
東中へ伊藤　孝〃
松尾中へ秋葉　紘子〃
市原管内藤村　弘子〃
第二中へ斉藤　〃
蓮沼小へ実川みさ子〃
日向小へ◎村杉　薫　横小
成東小へ○土屋弘明　上堺小
大平小へ前田　允子〃
東中へ川島　正〃
芝山小へ押尾　たき　大総小